

R5 年「校長及び教員としての資質向上に関する指標」の改正について

1 概要

教員が身に付けるべき資質については、教育公務員特例法に基づき文部科学大臣が定めた「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」（以下「指針」という。）を参酌し、その地域の実情に応じて任命権者が定めるとされており、それに基づいた養成・育成・研修の実施などが求められている。本市においても平成29年に「北九州市立小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標」（以下「指標」という。）を策定したところである。

その後、社会・技術・経済など学校を取り巻く環境の変化や、教員免許制度の変容などの状況を受けて教員に求められる資質について再定義が行われ、令和4年8月に指針が改正されることとなった。

このため、本市においても次の工程により指標の改正を行うものとした。

【指針改正のポイント】

- 校長の役割及び求められる資質能力の明確化（人材育成・アセスメント・ファシリテーション）
- 教師の資質能力を5つの柱で整理（①教職に必要な素養、②学習指導、③生徒指導、④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応、⑤ICTや情報・教育データの利活用）

2 改正に伴う育成協議会の開催

教育公務員特例法の規定により、指針を策定・変更するには「育成協議会」を開催して必要な事項を協議するとされている。このため、(1)及び(2)により協議会を開催し、事務局で作成した指標案を諮るものとした。

(1) 構成員

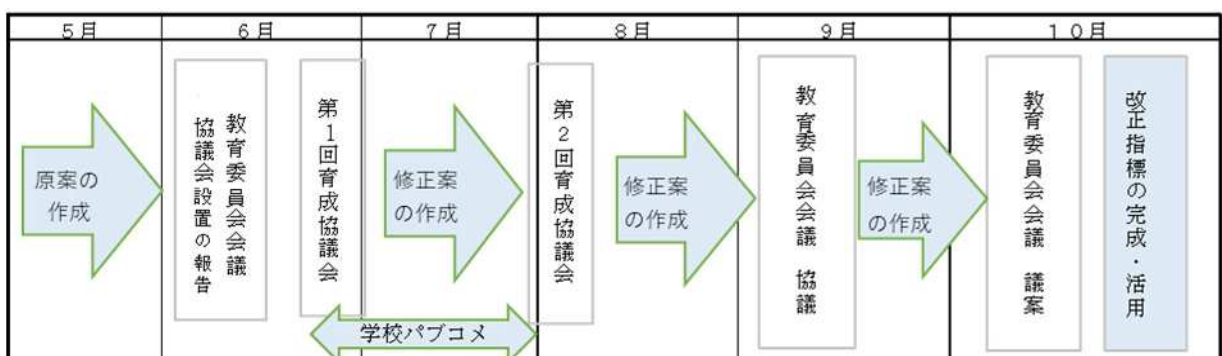
大学関係者	学校関係者	教育委員会事務局
福岡教育大教授 大坪靖直	小倉南幼稚園長 久松砂和美	教職員部長 澤村宏志
九州女子大教授 蒲原路明	黒崎中央小校長 村尾隆	学校教育部長 高松淳子
西南女学院大教授 木村政伸	思永中校長 上田あけみ	教職員部課長 田中美穂
九州栄養福祉大教授 樋口綾子	八幡西特支校長 森永勇芽	教職員部課長 岩松恵美
梅光学院大教授 松永章	市立高校副校長 増田繁雄	教育センター所長 大石仁美
九州共立大教授 毛利浩	高生中事務長 日力雅史	学校教育部課長 武藤左予

※出身者上位3校（福教・九女・梅光）、出身者急増1校（九州共立）及び栄養・養護教諭養成機関（九州栄養・西南女） ※構成員の女性比率50%（9人/18人）

(2) 開催日程（於・教育委員会会議室）

- ・第1回育成協議会 令和5年6月30日（金）AM
- ・第2回育成協議会 令和5年8月8日（火）PM

3 全体工程案



北九州市教員育成協議会設置要綱

(設置)

第1条 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の3各項の規定に基づき、校長及び教員としての資質の向上に関する指標（以下「指標」という。）を策定することを目的として、教育委員会に北九州市教員育成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 指標の策定及び変更に関する事
- (2) 大学等と連携した教員育成の取組みに関する事
- (3) その他教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 大学等関係者
- (2) 北九州市立学校関係者
- (3) 北九州市教育委員会
- (4) その他教育長が必要と認める者

(委員)

第4条 委員は、協議事項により前条各号に掲げる者のうちから北九州市教育委員会が任命又は委嘱する。

- 2 前項の規定により任命又は委嘱される委員の任期は、任命又は委嘱された日から最初に到来する3月31日までとする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は北九州市教育委員会教職員部長をもって充てる。

2 会長は会務を総理する。

3 協議会に会長が指名する会長代理を置き、会長に事故があるときは、会長代理がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、出席者のうちから互選により選出する。

3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会教職員課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の実施及び運営に関して必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年7月5日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年5月 日から施行する。

北九州市教員育成協議会実施要領

第1 目的

この要領は、北九州市教員育成協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第8条に規定に基づき、令和5年度における北九州市教員育成協議会（以下「協議会」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 実施期間

令和5年6月30日から令和6年3月31日まで

第3 実施回数

実施期間の間に2回

第4 協議事項

協議会において協議する事項は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の3第1項に規定する、校長及び教員としての資質の向上に関する指標の変更に関する事項とし、教育委員会は、協議会で協議した内容を尊重し、指標を変更するものとする。

第5 委員

要綱第4条の規定により委員として任命又は委嘱される者は、別表のとおりとする。

第6 庶務

要綱第7条の規定により協議会の庶務を行う者は、教職員部小学校担当課長、同教職員課人事制度係長、同職員及びその他要綱第5条に定める会長が必要と認める者とする。

第7 補則

この要領に定めるもののほか、協議会の実施及び運営に関して必要な事項については、委員が協議のうえ決定する。

別表

(大学関係者については五十音順、敬称略)

区分	氏名	所属等
大学関係者	大坪 靖直	福岡教育大学教授
	蒲原 路明	九州女子大学教授
	木村 政伸	西南女学院大学教授
	樋口 綾子	九州栄養福祉大学教授
	松永 章	梅光学院大学教授
	毛利 浩	九州共立大学教授
学校関係者	久松 砂和美	小倉南幼稚園園長
	村尾 隆	黒崎中央小学校校長
	上田 あけみ	思永中学校校長
	森永 勇芽	八幡西特別支援学校校長
	増田 繁雄	北九州市立高等学校副校長
	日力 雅史	高生中学校事務長
教育委員会 事務局	澤村 宏志	教職員部長
	高松 淳子	学校教育部長
	田中 美穂	教職員部小学校担当課長
	岩松 恵美	教職員部中学校担当課長
	大石 仁美	教職員部教育センター所長
	武藤 佐予	学校教育部幼児教育センター担当課長